

【施設基準】

●当院は保険医療機関です。

●当院が東海北陸厚生局に届け出を行っている施設基準と算定要件は以下のとおりです。

- ・医療情報取得加算（※１）
- ・医療 DX 推進体制整備加算（※２）
- ・明細書発行体制等加算（※３）
- ・一般名処方加算（※４）
- ・外来感染対策向上加算
- ・がん治療連携指導料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・糖尿病透析予防指導管理料（※５）

（※１）医療情報取得加算

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定します。

正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

（※２）医療 DX 推進体制整備加算について

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療を提供するため、以下の取り組みを行っております。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- オンライン資格確認システムにより取得した診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）を、診察室等において医師等が閲覧または活用できる体制を有しています。
- 電子カルテを導入し、電子処方せんの発行体制を整えております。今後は電子カルテ共有サービス活用の準備を進めて参ります。
- マイナ保険証の利用についてお声かけ、ポスター掲示等を行っております。
- 医療DX推進の体制に関する事項 及び 質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当院院内およびウェブサイト等に掲示いたします。

（医療 DX とは、デジタル技術によって医療の質の向上をめざすことです）

（※３）明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。なお明細書には、使用した薬剤の名称や、行われた検査の名称が記載されます。その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

（※４）一般名処方加算について

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名での処方について、ご不明な点などがありましたらご相談ください。

「一般名処方」とは、薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品を選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

（※５）糖尿病透析予防指導

当院では、糖尿病専門医を中心に、糖尿病の治療・合併症の予防に取り組んできましたが、あらためて 糖尿病専門医・看護師・管理栄養士が共同して指導を行い、腎透析となってしまうことを予防する「糖尿病透析予防」を開始いたしました。どうぞお気軽に医師にご相談ください。

対象；糖尿病性腎症２期以上の方で、医師が必要と判断した患者さん

予約；医師の診察日に合わせ予約します

時間；初回は 約１時間程度、２回目以降は 15～30 分です

費用；保険診療です

内容；医師の管理のもと、看護師による日常生活でのアドバイス、管理栄養士による食事の工夫など